

(別 紙)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日以降、消費税率(国・地方)が5%から10%へ段階的に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度北谷町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 357,563 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 5,815,326 千円

(単位：千円)

事業名		令和4年度 決算額 (人件費を除く。)	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	1,620,750	1,117,588	2,378	68,176	432,608
	老人福祉費	110,827	522	50,639	8,123	51,543
	児童福祉費	2,444,597	1,631,789	25,121	107,234	680,453
	小計	4,176,174	2,749,899	78,138	183,533	1,164,604
社会保険	国民健康保険事業 (繰出金)	577,913	166,093	0	56,065	355,755
	介護保険事業 (繰出金)	295,934	0	0	40,288	255,646
	後期高齢者医療事業 (繰出金)	260,902	34,098	0	30,877	195,927
	小計	1,134,749	200,191	0	127,230	807,328
保健衛生	保健衛生費	504,403	153,380	7,256	46,800	296,967
	小計	504,403	153,380	7,256	46,800	296,967
合計		5,815,326	3,103,470	85,394	357,563	2,268,899